

## 令和7年度就業支援講習会事業パソコン講座（初級）開催案内

### 1 目的

鳥取県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭の母、父、児童及び寡婦を対象に、就業支援講習会事業パソコン講座（初級）を開催します。

初級コースは、パソコンを開く動作から始め、ワードとエクセルの基本的な操作方法を学びます。また、就労に役立つ職務経歴書の書き方や面接でのノウハウ等の説明も行います。基礎知識を身につけ、就労に役立てたい、今の仕事のスキルアップを図りたいという方は是非お申込ください。

### 2 期 日 令和7年6月3日～8月30日 全40時間

### 3 会 場

東部 鳥取市弓道場 鳥取市布勢 233-1

電話 (0857) 30-7100

中部 有限会社ほうき 倉吉市山根 540-6 パープルビルⅡ (4階)

電話 (0858) 26-5800

西部 株式会社スペック 米子市灘町3丁目 148-44

電話 (0859) 23-6600

### 4 受講料及びテキスト代

受講料 無料

テキスト代 実費負担 (2,200円)

### 5 参加対象

ひとり親家庭の母親・父親・児童 (中学3年生以上20歳未満) 及び寡婦 定員20名

### 6 託児について

託児を希望される方は、申込書にその旨御記入ください。

西部会場は、託児の人に上限があるためお受けできない場合があります。

### 7 受講旅費の支給について \*児童には受講旅費の支給はありません。

以下の2つの条件に、どちらとも該当し、希望される方には、交通費 (1日1,000円を上限として算定) と受講諸費 (1日470円) を支給します (後日精算払い)。該当者で受講旅費の支給を希望される方は、申込書に添付書類 (戸籍謄本、所得証明書などの事実を証明することのできる書類) を添えて申請してください。

(1) 配偶者のない女子又は配偶者のない男子となった日 (除籍) の翌日から起算して7年以内に受講申込みをした者

(2) 年間所得が3,390千円未満 (扶養親族がない場合は3,010千円未満) の者

### 8 申込期限

5月1日 別紙申込書にてファクシミリ等によりお申込ください。

### 9 申込後の流れ (予定)

5月1日を申込の締切とさせていただき、人数調整後、開講日までに決定通知を送付いたします。一定人数に満たない場合、講座を中止させていただくことがあります。

### 10 お問い合わせ

【一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会事務局】

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 (県立福祉人材研修センター)

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

電話0857-59-6344 ファクシミリ0857-59-6340